

委託仕様書

かほく市庁舎自家用電気工作物保守管理業務委託

■事業場の名称：かほく市役所庁舎（議会庁舎含む）

■事業場の住所：石川県かほく市宇野気ニ 8 1 番地

| | |
|---|---|
| A. 受電設備 | 1) 形態：屋内自立開放形 |
| | 2) 設備：①動力用変圧器（3Φ6kV/210V） |
| | 500kVA × 1台 |
| | 150kVA × 2台 |
| | ②電灯用変圧器（1Φ6kV/210-100V） |
| | 200kVA × 1台 |
| | ST=75kVA × 1台 |
| | ST=20kVA × 1台 |
| B. 非常用自家発電設備（屋外キュービクル式） | |
| | 1) 一般保安用（3Φ210V） 125kVA × 1台 |
| | 2) CATV・無線用（3Φ210V） 100kVA × 1台 |
| | 3) 防災用（3Φ210V） 42kVA × 1台 |
| C. 太陽光発電設備（庁舎屋上設置） | |
| | 1) 設備容量 |
| | 太陽光発電設備 20kW |
| | 直流電源設備 10KW |
| D. 保安点検の基準：定期的な電気工作物の点検、測定および試験は、原則としてかほく市の保安規程に定める定期点検について行うものとする。 | |
| | 1) 月次点検：毎月1回とする。（※太陽光発電設備は3ヶ月に1回） |
| | 2) 年次点検：毎年1回とする。（※停電による点検） |
| | 但し、実施日は設置者が指定する土曜、日曜、祝日の日の指定する時間とする。 |
| | また、停電できない場合で、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」の停電により設備を停止状態にして行う点検の延伸に係る要件に該当するときは無停電で目視点検に併せて計測器により、設備の総合機能を点検する。なお、この場合においても3年に1回停電して点検を行うものとする。 |
| | 【参考添付】非常用自家発電設備通常点検表、太陽光発電所通常点検実施表 |
| E. 自動通報設備の設置：停電、OVGR動作、低圧漏電（5バンク）等が発生した時に速やかに受諾者に自動的に通報する設備を受諾者負担で設置する。 | |
| F. その他：予算の減額または削除に伴う解除 | |
| | 当該業務は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約のため、受託した年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額または削除があった場合は、委託者は当該業務についての減額または解除をできるものとする。 |